

天理ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七号

天理ダム操作規則の一部を改正する規則

天理ダム操作規則（昭和五十五年十月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「コンジットバルブの開度を二十五パーセントの一定開度に保つ」を「コンジットゲートの開度を調節し、毎秒五立方メートルの水量を限度として放流する」に改める。

第十三条中「コンジットバルブ」を「コンジットゲート」に改める。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。